



令和5年度 優秀建設工事表彰

令和5年度那霸市上下水道局優秀建設工事表彰を受けられた皆様に、心からお祝い申し上げます。令和5年度においては、優秀建設工事9件（8社）を選定し表彰いたしました。

令和5年度 那霸市上下水道局優秀建設工事表彰式



工事名	業者名
令和3年度上下水道局災害用備蓄倉庫建設工事（水道施設）	有限会社 丸宮産業
令和3年度上下水道局災害用備蓄倉庫建設工事（電気）	有限会社 照電社
令和3年度上下水道局災害用備蓄倉庫建設工事（建築）	株式会社 新生実業
令和3年度国道58号・安謝・曙地内配水幹線布設替工事	技研工業 株式会社

工事名	業者名
令和3年度5工区宇栄原地内公共下水道（雨水）工事	ムトウ建設 株式会社
令和3年度10工区寄宮地内公共下水道（雨水）工事	株式会社 共洋土建
令和3年度8工区宇栄原地内公共下水道（雨水）工事	ムトウ建設 株式会社
令和3年度7工区首里石嶺町地内公共下水道（雨水）工事	株式会社 新建
令和4年度8工区寄宮地内公共下水道（雨水）工事	有限会社 仲土建

【お問い合わせ】総務課 TEL: 941-7809 FAX: 941-7829

那霸市下水道条例の一部が改正となりました

下水道施設等の占用の許可を明確にする等、よりわかりやすい条例とするために那霸市下水道条例の一部を改正しました。

改正の主なポイントとしては、下水道施設等の占用の許可、占用料、占用料の減免の見直しとなっています。

なお、今回の条例改正に伴い、下水道施設等の占用手続きが変わることはあります。（これまでどおりの占用手続きとなります）

【お問い合わせ】下水道課
TEL: 941-7808 FAX: 941-7828



Q: 那霸市の水道は、給水を開始して令和5年度で何周年でしょう？

A. 30 B. 60 C. 90

答えがわかった方は、ハガキかFAX、Eメールで①答え、②住所、③氏名、④電話番号、⑤本誌の感想をご記入のうえ、以下のあて先までお送りください。正解者の中から抽選で10名様に図書カード（1,000円分）を贈呈します。（当選者の発表は商品の発送をもってかえさせていただきます）

〒900-0006
那霸市おもろまち1-1-1 那霸市上下水道局総務課
FAX: 098-941-7821
Eメール: w-sou001@city.naha.lg.jp

令和6年2月29日(木) ※当日消印有効

※ご応募の際に得た個人情報は、当選者への商品の発送以外に使用することはありません。



▲詳しくは、こちらをご覧ください

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

なはの水

vol.31
2024.2



那霸市通水90周年

① 通水を開始する照屋 宏 第5代那霸市長 / 昭和8年 ② 小禄高架配水池完成（宇栄原地内（現五月公園））/ 昭和33年
③ 拡張した泊浄水場記念碑の除幕式 / 昭和38年 ④ 耐震管への布設替え / 平成23年～

目 次

那霸市水道90年のあゆみ	1	雨水管きよ更生工法の紹介・公共下水道接続のための資金貸付等	6
Web口座振替受付・スマホ決済導入のお知らせ	2	令和5年度水道水定期水質検査結果	7
日本水道協会九州地方支部合同防災訓練	3	料金改定の必要性について	8
災害時における水の備蓄・水道分野における国際貢献	4	令和4年度決算のあらまし	9～10
水道管の耐震化状況と工事の進め方	5	令和5年度優秀建設工事表彰 他	11

上下水道の使用開始・中止・使用者の名義変更、料金に関するご質問や、口座振替等のお問い合わせはこちらへ

上下水道局お客様センター TEL: 941-7804/941-7834 FAX: 941-7824

業務時間 月曜日から土曜日まで（日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、慰霊の日を除く）
午前8時30分から午後6時まで



「みずプラッサ」は那霸市上下水道局の愛称です。

発行 那霸市上下水道局

所在地 〒900-0006 那霸市おもろまち1丁目1番1号
<https://www.city.naha.okinawa.jp/water/index.html>



限りある 水資源を 大切に！



那覇市水道 90年あゆみ

那覇市の水道は、昭和8年9月に給水を開始して令和5年度で通水90周年を迎えました



現在では、給水人口約31万人余、普及率100%、年間配水量は約3,737万m³余となり、市民の生活用水はもとより、観光需要などの経済活動や都市機能の維持など様々な面で那覇市の市民生活を支える重要基盤の役割を担っております。

蛇口を回せば「みず」が出るのは当たり前のように思われてますが、歴史を振り返りますと、これまでの普及・発展までには多くの困難があり、水道事業に携わった先人たちのご尽力、また市民の皆様及び関係者各位のご理解、ご協力がありました。

本市の水道は創設期、復興期、拡張期を経て、現在は維持管理期（更新・耐震化）へと事業を進めています。

今回、通水90周年を迎える本市水道の歴史を振り返り、また現在、那覇市の水道が取り組んでいる内容を見てみましょう。

創設期／昭和8年～昭和20年（1933～1945）

那覇は昔から飲料水に乏しく、雨水や井戸水、湧き水に頼っていました。その後、宜野湾村（現宜野湾市）に水源が見つかり、昭和8年9月に県内で初めて給水が開始されました。しかし、後の大戦で給水施設のほとんどが破壊されてしまいました。戦後はしばらくの間、再び雨水や井戸水などに頼っていました。



波の上一帯配水管埋設工事 通水を祝い市内では縄引き行列が行われた

復興期／昭和21年～昭和34年（1946～1959）

戦後の深刻な水事情に対処するため昭和26年に市内一部で簡易水道が開始されました。

その後、米国民政府による水源池、ポンプ場、浄水場等が返還され、昭和29年4月から本格的な水道事業を再開し、首里配水池、ポンプ場等の施設の整備拡充が行われるようになってきました。



開南中央通り簡易水道配管工事（昭和26年）米国民政府から返還された 泊浄水場（昭和29年）

拡張期／昭和35年～平成24年（1960～2012）

昭和38年に泊浄水場の拡張を行い、昭和47年の本土復帰を機に、拡張事業を推進し施設の拡充整備を行ってきました。

その後、数次の拡張事業を行い平成16年に新都心地区の配水管布設工事が完了したことにより本市の水道施設整備はほぼ完了しました。しかし、その一方で水源に乏しい沖縄では、給水制限も頻繁に行われ、特に昭和56年の制限給水は326日間という非常に長期にわたるものでした。



泊配水池落成式（平成15年）夜間の給水制限に伴うバルブ操作

維持管理期（更新・耐震化）／平成16年～（2004～※拡張期と重複期間あり）

現在は、復帰前後に布設した管路の更新事業や地震などの災害に備え基幹管路の耐震化事業を推進しています。

また、災害時等に必要な資機材を保管・管理し、応急復旧活動の起点となる上下水道局災害用備蓄倉庫を建設し災害への備えを強化し、大地震などを想定した防災訓練や迅速に応急給水ができる体制づくりに努めています。



水道管の更新時は「伸縮性」・「屈曲性」・「離脱防止機能」を備えた耐震管への布設替え 給水車による応急給水訓練 上下水道局災害用備蓄倉庫完成（令和4年）

私たち上下水道局は、これからも市民の皆様に「安全」「安心」な水道水を供給することを使命の第一に考え日々努力して参ります。

令和5年度、通水90周年を記念して、本市水道のこれまでの歩みとこれからの取組みなどを掲載した通水90周年記念誌「那覇の水道」を作成しました。

※詳しくは上下水道局HPをご覧ください▶



【お問い合わせ】企画経営課 TEL: 941-7802 FAX: 941-7821

納付書（ハガキ）支払いのお客様へ

Web口座振替受付サービスについて
スマホ・パソコンからも口座振替の申込みができます！



- 利用可能な金融機関（琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、鹿児島銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、ゆうちょ銀行）
- 金融機関や上下水道局の窓口に出向く必要はありません。
- 24時間申込みが可能です。
- 普通預金口座をお持ちの個人のお客様がご利用頂けます。
- 水道番号は検針票や納付書（ハガキ）に記載されています。
- 今までどおり、申込用紙でのお申込みも可能です。

お申し込みは
こちらから！



ご自宅で水道料金等のスマホ決済ができるようになりました！

令和5年11月より、スマホ決済アプリを利用してご自宅で水道料金等を支払うことができるようになりました。
納付書払いの方は、スマホ決済アプリ起動後、納付書に印字されているバーコードをスマホのカメラで読み取ることでお支払いができます。

ご利用できるアプリ決済サービス

- PayPay請求書払い ○d払い請求書払い ○au PAY請求書支払い ○LINE Pay請求書支払い

注意事項

- スマホ決済での支払いは30万円（LINE Pay請求書支払いは4万9,999円）以下に限ります。
- スマホ決済では領収書は発行されません。領収書が必要な場合は、納付書に記載されている金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。
- アプリの操作方法等は各アプリ提供会社のホームページにてご確認ください。

※その他詳細につきましては、上下水道局ホームページでご確認ください▶

【お問い合わせ】上下水道局お客様センター TEL: 941-7804 FAX: 941-7824

うがい 手洗い ウイルス予防





第10回日本水道協会九州地方支部 合同防災訓練を開催しました!

この訓練は東日本大震災時の支援活動を契機に、九州地方支部管内における災害発生時の相互応援体制を確立することを目的として平成24年から九州各県持ち回りで行われており、今回は初の沖縄開催となり那覇市において令和5年11月8日に実施しました。

参加人数は九州・沖縄から23事業体64人で、給水車は九州から船便で運搬した3台を含め合計6台を活用し、那覇市内の3つの小学校（泊小学校、天久小学校、真嘉比小学校）の4年生の児童の皆さん（325人）にご参加いただき、応急給水訓練を実施しました。今回の小学校での訓練を通じて児童の皆さんと一緒に、災害時の備え、水の大切さなど、防災について考えることができました。

なお、上下水道局では今後も定期的に独自の訓練を実施し、防災体制の強化に努めてまいります。



日本水道協会九州地方支部合同防災訓練開会式 応援隊整列



給水車への充水作業



給水袋の背負い体験



仮設給水栓を用いた給水訓練



小学校での応急給水訓練閉会式

【お問い合わせ】総務課 TEL: 941-7801 FAX: 941-7821

災害時に備える水の備蓄

生活用水の備蓄

お風呂やポリタンクに水を貯めておくとトイレに使用するなど緊急時に役立ちます。

飲み水の備蓄（3日分目安）

1人1日3ℓの飲み水が必要だと言われています。

1人あたり3ℓ×3日分=9ℓの備蓄をお勧めします。

清潔でふたができる容器に、口元まで水を入れ、満水の状態で備蓄してください。

蛇口から直接容器に入れてください。浄水器を通した水や沸騰した水は消毒用塩素が少くなり備蓄には向きません。

塩素の消毒効果は、周りの環境にも影響を受けるため一概には言えませんが、一般的に直射日光を避けて常温で保存すれば3日程度、冷蔵庫で保存すれば10日程度持続すると言われています。それを目安に定期的に水の入れ替えをお願いします。



～災害時の備え、給水袋の紹介～

上下水道局では、災害時等の応急給水に備えて下の写真的応急給水袋を常備しています。ただし、数量に限りがありますので各ご家庭でも災害時等の応急給水を受ける容器等を備えてくださいますようご理解とご協力をよろしくお願い致します。



注水口を開ける

水を注ぐ

注水口を閉じる

水道分野における国際貢献

上下水道局では施策目標に「水道分野における国際貢献」を掲げておおり、平成23年度から沖縄県企業局や県内他市の水道事業体と共に独立行政法人国際協力機構（JICA）の海外水道技術者研修事業において、水道施設の維持管理分野の研修員受入れを行い、これまでサモア、トンガ、ソロモン諸島等の8カ国からのべ110人の研修員を受入れております。

また平成27年度からは、JICAのサモア・沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト（フェーズ1）に協力し、3回にわたり本市職員をそれぞれ約1か月間、サモア独立国へ派遣し、現地で水道施設の管理図面作成などの維持管理に係る技術指導を行ってきました。

令和5年度もサモアプロジェクト（フェーズ2）への協力で6月から約1カ月間、現地へ本市職員（大瀬 拓郎）を派遣し、漏水や配水流量の調査などの技術指導を行っております。

【現地での技術指導の様子】



サモア独立国

サモアの浄水場

【局内研修の様子】



局内での講義状況

局内での配管施工実技状況



現地での夜間漏水調査指導状況



現地での施設管理指導状況

【お問い合わせ】企画経営課 TEL: 941-7802 FAX: 941-7821



水道管の耐震化状況と工事の進め方

上下水道局では、安心して利用できる安全な水を安定的に供給できるよう、水道管の更新及び耐震化を進めております。

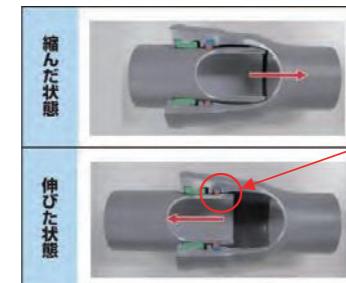
水道管の更新に際しては、地震だけでなく津波や液状化などの二次災害にも耐えられるよう“伸縮性”・“屈曲性”・“離脱防止機能”を有する耐震管を採用しています。なお、令和5年3月末時点における基幹管路^{※1}の耐震適合率^{※2}は62.9%となっております。(全国平均41.2% 令和4年3月末時点)

※1「基幹管路」：口径300mm以上の主要な送配水管

※2「耐震適合率」：耐震管と、地盤の固さを考慮すれば耐震性能があると評価できる水道管が占める割合



耐震管の布設状況



耐震管 (資料提供：日本ダクタイル鉄管協会)



管の先端部には突起が付いているため、強い力で引っ張られても引っ張られても抜けない！

老朽化すると、漏水が発生する可能性が高まるだけでなく、地震が発生した際に管の接合部が抜けてしまうことがあります。

新たに布設する水道管は、耐食性、耐久性、耐震性にも優れているダクタイル鉄管^{※3}という管種を使用しています。



* 資料提供：日本ダクタイル鉄管協会

水道管布設替え工事の一般的な手順



① 試掘
工事の前に他の占用物の調査をします。

② アスファルト舗装切断
アスファルトカッターを使用します。

③ 工事のための掘削
掘削機械で穴を掘ります。

④ 既設管撤去
古い水道管を撤去します。



⑤ 新しい水道管布設
耐震性にも優れた新しい管を布設します。



⑥ 埋戻し・締固め
道路に凸凹ができないように埋戻します。



⑦ 舗装復旧(完了)
道路を元通りにして完成です。

【お問い合わせ】水道工務課 TEL：941-7807 FAX：941-7827

雨水管きよ更生工法の紹介（ハーゲラ川・ガーブ川）

上下水道局では、長期的な視点で下水道施設全体の優先順位付けを行い、施設の点検・調査を実施し、老朽化が確認された管きよの改築工事を実施しています。

雨水管きよ更生工法とは下水道改築工法の1つであり、地上部での開削工事を必要としないため、現場周辺の住民生活や道路交通への影響を少なくできることが大きなメリットとなります。

老朽化した既設管の内側に被覆加工（製管）を行い、更生することで、新管同等の耐荷性能、耐震性能、流下性能等を確保することができます。

ハーゲラ川（寄宮）雨水管きよ更生工事



施工前



施工後

ガーブ川（宇栄原）雨水管きよ更生工事



施工前



施工後

【お問い合わせ】下水道課 TEL：941-7808 FAX：941-7828

公共下水道接続のための資金貸付及び補助

汲み取り便所及び浄化槽式便所を廃止して公共下水道へ接続する工事費用について、諸要件を満たす場合は、上下水道局から資金の貸付、補助を受けることができます。

排水設備工事指定店から見積書を受け取り後、工事依頼前にご相談ください。

*工事申請後は受付出来ませんので、ご留意ください。(新築工事は対象外)



貸付

1. 貸付金額・償還方法

1設備につき40万円以内。ただし、共同住宅（同一所有者）は100万円以内。
無利息40回以内の毎月均等払い。

2. 借受人の要件

貸付の対象者：家屋の所有者及び所有者の承諾を受けた家屋の使用者（借家人）
所得要件：所得額50万円以上～1,000万円以下の方
(共同住宅の場合) 所得額100万円以上～1,250万円以下の方

3. 連帯保証人

連帯保証人が1人必要です。※所得要件等あります。

補助（1～3持家対象※賃貸住宅は対象外）

1. 生活扶助世帯補助

生活扶助世帯には、工事費の全額を補助します。

2. 障がい者世帯補助

身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（A1、A2）、又は精神障害者保健福祉手帳（1、2級）をお持ちの世帯は、工事費の25万円以内で補助します。※所得要件があります。

3. 低所得世帯補助

・年間所得が50万円未満の世帯員のみの場合は、工事費の30万円以内。
・年間所得が50万円以上100万円未満の世帯員がいる場合は、工事費の3分の1の額で15万円以内。
※世帯員に100万円以上の所得者がいる場合は該当しません。

4. 低地帯建物の下水道接続補助 ※所有者が居住している共同住宅も対象。

建物が道路より低い位置にあり、汚水ポンプを使用しなければ公共下水道へ接続できない場合は、ポンプ設置工事費の5分の3の額で30万円以内を補助します。（2棟以上又は共同住宅の場合は50万円以内）※所得要件があります。

◎上記は、貸付、補助を受ける場合の目安です。その他要件もございます。

【お問い合わせ】料金サービス課 TEL：941-7810 FAX：941-7820



令和5年度水道水定期水質検査結果 ～安全・安心 那覇市の水道水～

- 水道法第20条第1項では、水道事業者に対して毎日検査を含む定期的な水質検査の実施を義務付けています。
- 那覇市には沖縄県企業局が運営・管理する西原浄水場及び北谷浄水場の2系統の水が供給されており、上下水道局では市内10か所の給水栓から採取した水道水の水質検査を毎日及び定期的に実施し、供給する水の安全性を確認しています。
- 令和5年度に実施した水道水の全基準項目検査結果は以下のとおりです。最新の検査結果については、上下水道局ホームページで公表しています。なお、下表の検査結果は、紙面の都合上、採水場所10か所のうち5か所を掲載しています。
- 全検査結果からは異常は認められず、水道水質基準に適合した安全で衛生的な水を供給しています。

法定基準項目（8月定期検査）

番号	項目名	水道水質基準等	検査結果（給水栓水）					備考
			県企業局西原浄水場系統		県企業局北谷浄水場系統			
末吉公園	識名南公園	小禄南風公園	ちゅらまち公園	壺川中公園				
1	一般細菌	100 個以下 /mL	0	0	0	0	0	微生物
2	大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性	陰性	陰性	陰性	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01 mg/L 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	0.06	0.06	0.06	0.19	0.18	
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	
14	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
15	1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
20	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
21	塩素酸	0.6 mg/L 以下	<0.06	0.06	0.07	0.06	0.06	
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
23	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	0.0060	0.0050	0.0073	0.0034	0.0036	
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	0.002	0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	0.016	0.016	0.019	0.013	0.015	
26	臭素酸	0.01 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	0.039	0.037	0.045	0.029	0.032	
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
29	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	0.012	0.011	0.014	0.0079	0.0088	
30	プロモホルム	0.09 mg/L 以下	0.0044	0.0049	0.0048	0.0053	0.0053	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	0.05	0.05	0.05	0.02	0.02	
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	17.0	16.6	17.0	15.7	16.4	
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
38	塩化物イオン	200 mg/L 以下	26.5	26.4	26.6	24.9	25.2	
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	25	24	25	46	45	
40	蒸発残留物	500 mg/L 以下	91	92	91	117	120	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	0.000002	0.000002	0.000002	<0.000001	<0.000001	
43	2-メチルインボルネオール	0.00001 mg/L 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
45	フェノール類	0.005 mg/L 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
46	有機物（全有機炭素の量）	3 mg/L 以下	0.8	0.9	0.9	0.7	0.7	
47	pH値	5.8 以上、8.6 以下	7.4	7.4	7.5	7.4	7.3	
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	
50	色度	5 度以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	
51	濁度	2 度以下	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2	
上記水質基準項目検査結果の判定		水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	水質基準に適合	

遊離残留塩素 0.1 mg/L 以上 (注) 0.7 0.8 0.6 0.6 0.6 卫生的措置

(注) 残留塩素の基準は、水道法第22条に基づく「衛生上の措置」のための基準です。

※上下水道局ではPFOS等の水質検査を3か月に1回行っており、令和5年のPFOS及びPFOAの合計値は、右表のとおりです。暫定目標値50ng/L以下を下回っており、水道水が安全なレベルであることを確認しています。

なお、PFOS等の検査結果の詳細は、上下水道局ホームページにも掲載しています。詳しくはこちらをご覧ください▶



▲10か所全ての検査結果は
こちらをご覧ください

■表中の< [数値] >は、[数値] 未満の意味です。

【お問い合わせ】配水課 TEL: 941-7806 FAX: 941-7826

料金改定の必要性について

1 皆様へ水道水をお届けするためには多くの資金が必要です

沖縄本島では、本土のように大きな河川や湖などが無いため、水道水の水源は主に沖縄本島北部のダムや河川、地下水（本島中部の井戸）などになります。

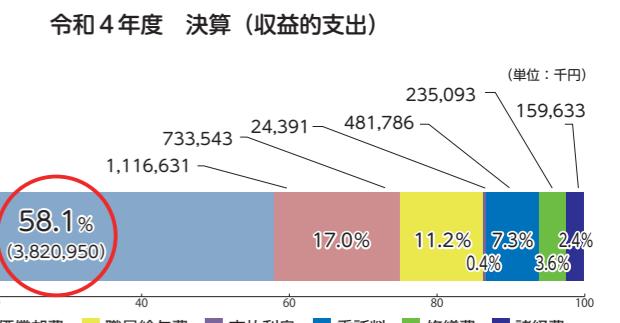
ダムは国や沖縄県、沖縄県企業局（県企業局）が建設・管理を行っています。県企業局では、水源から取水して浄水場で水道水を作り、長い長い送水管、多くのポンプ場や調整池などの施設を経て各市町村へ水道水を運んでいます。そのため、これらのダムや河川、井戸などからの取水や水を運ぶ送水管、浄水場、ポンプ場、調整池などの施設の建設や維持・管理・運用には多くの費用がかかります。また、近年多発する地震に備えるため施設を耐震化し、災害時でも継続して水道水を利用できるようにするためにさらに多くの費用がかかります。



2 水道料金の使われ方

水道事業は公営企業会計で行われ、皆様からお支払いいただく水道料金で運営しております。

水源から水道水を作つて各市町村へ届けるのは県企業局が行っているので、那覇市上下水道局（上下水道局）では、県企業局から水道水を購入し、市内の水道使用者へ水を供給するため、市内施設の建設・維持・管理、水道メーター検針、料金請求収納、予算管理などを行っています。右グラフは上下水道局の費用構成です。特に県企業局へ支払う水道水の購入費（受水費）は費用全体の約58%を占めています。



3 県企業局（水源から各市町村へ水道水を届ける）

多くの施設の建設・維持管理や更新、更に地震に備えて耐震化が必要です。また、それには多くの資金が必要です。加えてこれまでの施設整備に使った借金が多額に残っており、その返済にも資金が必要です。また他県に比べ、遠くの水源から各市町村まで水を送るために多くの動力費（ポンプを動かすための電気料）が必要となります。それらの費用は市町村などが支払う受水費などで賄っています。



水道マスコットキャラクター
「Dr.すいどー」

令和4年度 決算のあらまし



下水道マスコットキャラクター
「スイジー」

水道事業

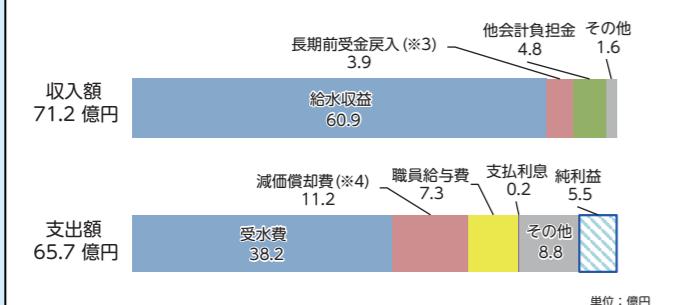
令和4年度の水道事業は、16万9,574戸の一般世帯等へ3,737万2,357m³の水を供給しました。このうち、水道料金の対象となった水量（有収水量）は3,560万2,371m³で、有収率は95.3%となっています。また、建設工事については、水道管布設延長2,130.7mの工事を行い水道施設の整備拡充に努めています。

収益的収支（※1）（税抜き）

総事業収益71.2億円に対して、総事業費用65.7億円となり、純利益5.5億円を計上しています。

収益的収入は、水道料金である給水収益が大部分を占め60.9億円、長期前受金戻入（※3）が3.9億円、他会計負担金が4.8億円等となっています。

収益的支出は、県からの浄水購入費である受水費が38.2億円、減価償却費（※4）が11.2億円、職員給与費が7.3億円等となっています。

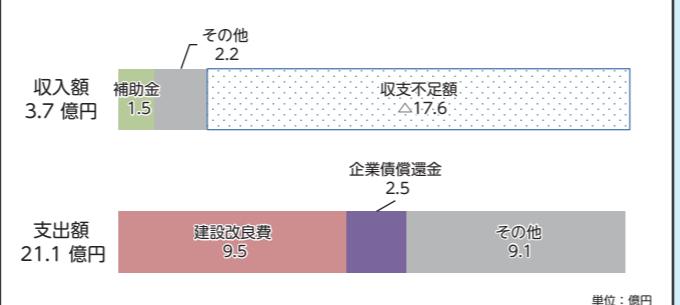


資本的収支（※2）（税込み）

資本的収入3.7億円に対して、資本的支出21.1億円となっています。不足分は、減価償却費などで企業の内部に留保された資金で補てんしています。

資本的収入は、補助金が1.5億円（このうち0.2億円は、翌年度へ繰越す支出の財源に充当する額）等となっています。

資本的支出は、建設改良費が9.5億円、企業債償還金が2.5億円等となっています。



下水道事業

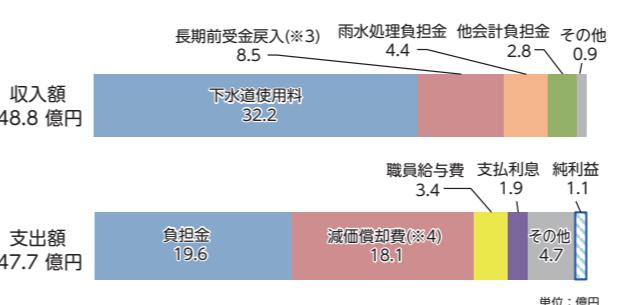
令和4年度の下水道事業は、16万1,113戸から排出された汚水3,456万3,195m³を処理しました。行政人口に対する下水道の普及率は98.3%で、処理区域内の接続率は96.8%となっています。また、建設工事については、下水道管渠総延長807.7mの工事を行い汚水処理未普及地区の解消や浸水対策等に努めています。

収益的収支（※1）（税抜き）

総事業収益48.8億円に対して、総事業費用47.7億円となり、純利益1.1億円を計上しています。

収益的収入は、下水道使用料が32.2億円、長期前受金戻入（※3）が8.5億円、雨水処理負担金が4.4億円、他会計負担金が2.8億円等となっています。

収益的支出は、流域で下水道を処理する負担金が19.6億円、減価償却費（※4）が18.1億円、職員給与費が3.4億円、支払利息が1.9億円等となっています。



資本的収支（※2）（税込み）

資本的収入14.3億円に対して、資本的支出23.2億円となっています。不足分は、減価償却費などで企業の内部に留保された資金で補てんしています。

資本的収入は、企業債が5.8億円、補助金が6.0億円（このうち0.6億円は、翌年度へ繰越す支出の財源に充当する額）等となっています。

資本的支出は、建設改良費が13.6億円、企業債償還金が9.6億円等となっています。

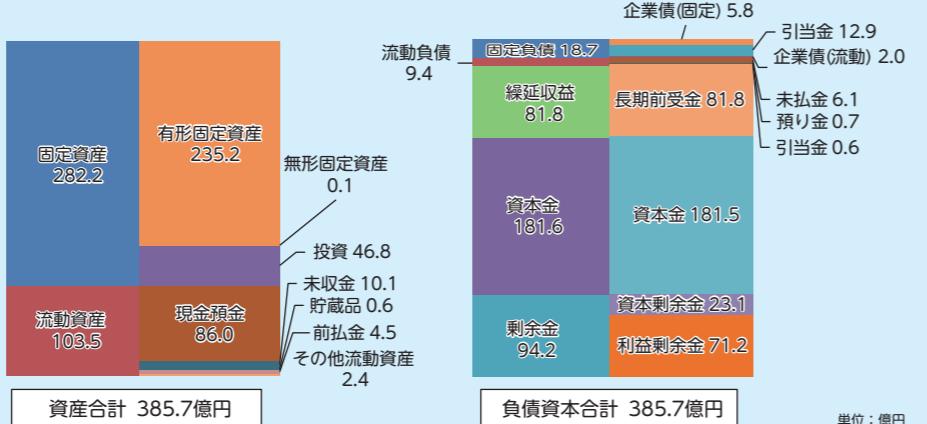


貸借対照表（※5）

令和5年3月31日時点の水道事業の財政状態は次のとおりです。

資産は、水道施設等の有形固定資産が235.2億円、水道施設の更新財源等となる現金預金が86.0億円等となっています。

負債及び資本は、資産を取得する際の調達源泉を示しており、償却資産の取得又は改良に充てた補助金等である長期前受金が81.8億円、企業債が7.8億円等となっています。



利益の処分（※6）

令和4年度に生じた純利益5.5億円を建設改良積立金に積み立てることを市議会へ提案し、令和5年10月に議決を得ました。

※2 資本的収支

施設を新設・更新等するための財源と経費のほか、企業債の元金償還金等も計上します。

※3 長期前受金戻入

償却資産を取得又は改良する際に財源として受入れた補助金等は長期前受金として整理され、償却資産を減価償却する際に収益として計上します。現金収入を伴わないもので、減価償却費等から生じる内部留保資金を減額させることになります。

用語解説

※1 収益的収支

各年度の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用を発生の実事に基づいて計上します。

※4 減価償却費

償却資産の価値の減少分を費用として計上します。現金支出を伴わない費用で、損益勘定留保資金として企業の内部に留保された資本の支出の財源となります。

※5 貸借対照表

企業の財政状態を明らかにするため、一定の時点において当該企業が保有するすべての資産、負債及び資本を総括的に表示した報告書で、バランスシートともいいます。

※6 利益の処分

毎事業年度に生じた利益の使い道を定めることです。処分は条例で定める方法によるほか、議会の議決を経て行われます。